

マンションでの充電設備の設置から運用までサポート!!

マンション充電設備 普及促進事業

調査費及び
電気料金の助成

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて、
充電設備の導入に係る調査費用等を支援します。

～マンションにおける助成金の活用例～

step 01

充電設備設置前の調査をする

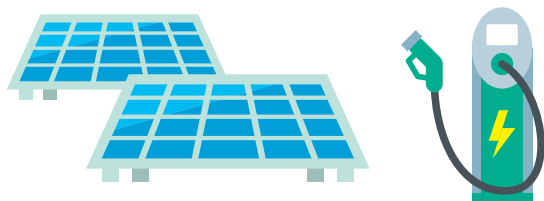
調査費への助成



step 02

充電設備を設置する

充電設備普及促進事業(集合住宅向け)で助成



step 03

充電設備を運用する

電気料金への助成



お問い合わせ先



公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 都市エネ促進チーム
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル TEL: 03-5990-5159

URL: <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/survey-evcharge-support>

受付時間: 月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く。) 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く。)



助成制度内容

事業期間	令和10年度まで(調査費については、令和7年度まで) ※年度ごとに受付期間を設けます。
概要	東京都内の集合住宅において、充電設備を設置するために現地調査等の実施を必要とする方及び充電設備を設置するために新たに電力契約を行う方に対して、経費の一部を助成します。

step01 調査費

助成対象者	● 都内にある集合住宅の管理組合 ● 都内にある賃貸マンション等の所有者
申請要件	次の内容をすべて満たすこと。 ● 都に登録した充電事業者(登録事業者)に現地調査を依頼すること(右記QR参照)。 ● 申請者が管理する集合住宅の駐車区画への充電設備設置に向けた現地調査を行うこと。 ● 分譲マンションの場合は、過去の総会又は理事会の議事録等において充電設備の設置に向けた検討が確認できること。 ● 充電事業者による現地調査、調査報告(提案書の受領)及び充電事業者への支払いを年度ごとの受付期間内に完了していること。
助成対象経費	現地調査及び提案書・見積書作成に係る経費
助成額	上限18万円/件 ※同一の集合住宅敷地内において1申請まで



step03 電気料金

助成対象者	● 都内にある集合住宅の管理組合 ● 都内にある賃貸マンション等の所有者 ● 都に登録した充電事業者(登録事業者)										
申請要件	次の内容をすべて満たすこと。 ● 都内の集合住宅に充電設備を設置するために新たに電力契約を行うこと。 ● 充電設備駐車区画数に応じて下表に示す口数以上設置していること。 <table border="1"><thead><tr><th>当該集合住宅の駐車区画数</th><th>充電設備設置口数</th></tr></thead><tbody><tr><td>1区画</td><td>1口</td></tr><tr><td>2～9区画</td><td>2口以上</td></tr><tr><td>10～45区画</td><td>駐車区画数の20%以上(端数切り捨て)</td></tr><tr><td>46区画以上</td><td>10口以上</td></tr></tbody></table> ● 経済産業省のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金で補助金交付対象として承認された設備であること。	当該集合住宅の駐車区画数	充電設備設置口数	1区画	1口	2～9区画	2口以上	10～45区画	駐車区画数の20%以上(端数切り捨て)	46区画以上	10口以上
当該集合住宅の駐車区画数	充電設備設置口数										
1区画	1口										
2～9区画	2口以上										
10～45区画	駐車区画数の20%以上(端数切り捨て)										
46区画以上	10口以上										
助成対象経費	充電設備の設置のために一需要場所・複数引込を利用して新たに契約した電気料金の基本料金 ※連続した最大3年間										
助成額	● 高圧受電契約の場合 上限334万円/年 ※令和6年4月1日以降に充電設備を設置した場合に限る。 ● 高圧受電契約以外の場合 上限18万円/年										

step02 充電設備の設置の助成は

「充電設備普及促進事業(集合住宅向け)」をご参照ください。

助成対象者	東京都内の集合住宅に住民用として設置する充電設備の所有者 (法人、個人、法人格のないマンション管理組合及びリース会社)
助成対象設備	● 充電用コンセントスタンド ● 充電用コンセント ● V2H充放電設備 ● 超急速・急速・普通充電設備
事業期間	令和9年度まで(年度ごとに受付期間を設けます。)
概要	東京都内の集合住宅において電気自動車等の充電設備を設置する方に対して経費の一部を助成します。 URL: https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge

